

議案第五十一号

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正につ  
いて

次のとおり三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正す  
ることについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定に  
より、本議会の議決を求めらる。

平成三年六月二十日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成三年六月二十日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第

号

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和三十九年三朝町条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表中

一一〇千円	一二〇千円	一二二〇千円	三二〇千円	四三五千円	五八五千円	七五〇千円
一〇〇千円	二〇〇千円	二七五千円	三七〇千円	五二〇千円	六八〇千円	六四五千円
九五千円	一九〇千円	二六〇千円	三五〇千円	四九〇千円	六一五千円	五五〇千円
九〇千円	一八〇千円	二四五千円	三三〇千円	四六〇千円	六一五千円	五五〇千円
八〇千円	一六〇千円	二二〇千円	三〇〇千円	四〇五千円	五五〇千円	五二〇千円
七〇千円	一五〇千円	二一〇千円	二七五千円	三七〇千円	五二〇千円	五二〇千円

を

一一五千円	二三五千円	三四〇千円	四六五千円	六二五千円	八〇〇千円
一〇五千円	二二五千円	二九五千円	三九五千円	五五五千円	七二五千円

一〇〇千円	二〇五千円	二八〇千円	三七五千円	五二五千円	六九〇千円
九五千円	一九〇千円	二六〇千円	三五五千円	四九〇千円	六五五千円
八五千円	一七〇千円	二三五千円	三二〇千円	四三五千円	五九〇千円
七五千円	一六〇千円	二二五千円	二九五千円	三九五千円	五五五千円

に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）  
 別表の規定は、平成三年四月一日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成三年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。